

# 業 務 委 託 契 約 書

## 第 1 条 (業務)

- 甲は乙に受託業務表に記載された業務を委託し、乙はこれを受託する。
1. 甲および乙は、新たな手続きが必要となったときは、別途甲乙間で協議して新たな契約をすることができる。
  2. 受託業務表に記載がない業務について乙は業務の処理をする義務はないものとする。

## 第 2 条 (期間)

本契約の期間は、本契約締結日から前条に定める委任事務の終了時点までとする。

## 第 3 条 (再委託)

乙は、甲の承諾を得ることで、受託した業務を第三者に再委託することができる。

## 第 4 条 (責務)

甲は乙に対して、業務の処理に必要な資料を提示し、業務の処理においては乙に協力し、乙は善良な管理者の注意義務をもって業務を処理する。

## 第 5 条 (お支払い)

料金については受託業務表に定めるものとし、実費については料金とは別に支払うものとする。

**料 金 + 実 費 = お 支 払 い 総 額**

1. 着手金として、甲は乙に料金の 30% を乗じた金額を支払うものとする。
2. 郵送方法は送付の都度乙が定めるものとする。
3. 甲は、乙の指定する口座に入金する方法によってこれを支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第 6 条 (契約の解除)

甲は、以下に記載する経過期間に応じたキャンセル料と実費を支払うことで契約の解除をすることができる。なお、キャンセル料は契約日から 2 週間未満の解除の場合は料金額の 10%、契約日から 2 週間以上 1 ヶ月未満の場合は料金額の 50%、契約日から 1 ヶ月以降の場合は料金額の 100%、申し受けるものとする。

2. 甲及び乙は、1 項の規定にかかわらず、相手方がこの契約に違反したときや著しい不信行為をした時、甲又は乙からの一方的な罵詈雑言その他これに類する行動で他方当事者が信頼関係は無くなったと判断した時は、契約を解除することができる。この場合、甲は乙に業務遂行に要した実費を支払わなければならない。但し、キャンセル料は発生しないものとする。

## 第 7 条 (不可抗力)

甲及び乙は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部が履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。

## 第 8 条 (遺産分割協議が不調に終わった場合等による契約解除)

遺産分割協議について紛争性があり司法書士や行政書士の権限外となる場合や虚偽の意思能力の申告がなされた場合など、乙は契約解除することができる。第 8 条 1 項 2 項 3 項の規定により契約解除された場合、第 6 条 1 項のキャンセル料の規定を適用するものとする。ただし、上記の場合、乙は甲に対し、実費を支払わなければならない。

## 第 9 条 (相続税及び残高証明書の取得)

税理士以外の者がする税務相談は税理士法に違反するため本面談において税務相談はできない。なお、税務相談を含め相続税申告、所得税の準確定申告、譲渡所得税の申告は税理士の専門業務とする

## 第 10 条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の履行にあたり知り得た秘密情報を、本契約履行のためのみに使用し、かつ相手方の同意なく第三者に開示または漏洩しないものとする。

## 第 11 条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、反社会的勢力に該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

## 第 12 条 (管轄裁判所)

本契約に関する一切の訴訟については、訴訟に応じて、受託者の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

## 第 13 条 (誠実協議)

本契約につき疑義等生じた場合、両者誠実に協議の上解決する